

韓国調査報告

訪問団団長 布川日佐史

1 調査の目的

第1回韓国調査は、短い日程ではあったが、内容の濃いものであった。無理をしてでも研究所として初めて海外調査を行おう、韓国に調査に行こうということになったのは、静岡県内の労働運動、社会運動に新たな発展の芽が出ているのを反映してのことである。

県内では、2005・6年から非正規労働者への相談活動と組織化が進み、派遣労働者の労働条件の改善と直接雇用への転換を実現してきた。その成果を広げようという矢先、2008年秋から「派遣切り」が始まり、仕事と住居をなくした非正規労働者の生活保障が緊急課題となった。この局面の急転に対し、労働組合は市民団体や法律専門家との連携を広げ、新たな社会運動のネットワークを作り出した。これらの成果と、直面する課題の解決方向を考えるうえで、韓国の運動を参考にしようというのが、今回の調査の強い動因である。

具体的には、①非正規雇用に関する運動の成果と課題について、また、②労働組合の産別化の成果と課題について、現場を訪ねて学び、交流することを目的とした。

2 非正規雇用に関する調査結果

(1) 組合独自の現状分析

韓国の労働組合は、非正規雇用について論じる上で、政府側の統計資料をもとに論ずるだけではなく、労働組合として非正規雇用の定義を明確にし、それに沿った実態分析を行い、その上で問題提起をしている。現状への批判を強めるためにも、また、具体的な解決策を提起するためにも必要な活動である。

当研究所としては、ネットワークを生かし、地域レベルで独自の調査を進めることは可能であろう。

(2) 派遣・間接雇用との闘い

① 違法派遣労働者を、派遣先企業（使用者）に直接雇用させる闘い

韓国において派遣労働の問題を社会的に問うきっかけとなってきたキリョン電子の争議の経過と現状を、大雨に打たれるコンテナ（スト小屋）の中で聞いた。派遣として違法に働かせていたキリョン電子（使用者・派遣先）への直接雇用を求める闘いは、キリョン電子が派遣法違反の罰金を払っただけで、派遣切りしたまま、という状況が続いている。困難な中で戦い続けている人達の思いと、それを支え、運動を外へ外へと広げようとしている産別組合の取り組みを知ることができた。

派遣という働き方に大きな問題があるということを、韓国の労働運動はどのように社会問題にしてきたのか、また、その中にキリョン電子の争議がどう位置づいているのか、引き続き検討する必要がある。また、この争議そのものに今後も注目し、連帯していく必要がある。

②2007年非正規労働者保護法による派遣労働の規制の効果

この法律は、非正規労働者のうち、一定条件を満たすものを正規化することを規定して

いる。派遣労働者については、正規職と同じ仕事をしている派遣労働者は、正規職にするという規定がある。この点の効果については、十分な確認ができなかった。

③「社内下請」と派遣事業対象の拡大の阻止

1997 年以降、IMF の構造調整のもと、分社化、アウトソーシングが進展し、社内下請が広がってきた。間接雇用の新たな広がりである。派遣と並び、社内下請の規制が、韓国において今後大きな論点になるであろうことがわかった。また、派遣事業対象業種拡大の動きがあり、それを阻止することも新たな課題となっている。

韓国における派遣、請負など間接雇用の実態と法制度の特徴などを日本と比較して整理し、それぞれの運動の課題を検討するならば、共通する問題が明確になるだろう。

（３）期限付き雇用（有期雇用）の正規化の成果と課題

2007 年非正規労働者保護法のもう 1 つの重点は、期限付き雇用で 2 年以上働いているものを正規化するという規定である。2 年にならないように「雇止め」の嵐が吹き荒れるとも言われていたので、実態がどうなのか、どの程度の効果을あげているのか確認することが今回の調査のひとつのポイントであった。2 ヶ所で、評価を聞いた。

①労働研究院の殷さんは、「評価は難しいけれども、積極面も出ている」と、積極面を強調していた。2 年以上働いている人の 70%は正規化されたとのサンプル調査結果があるとのことである。これによって、期限付き雇用の労働者が企業にとって必要な人であり、雇止めできないことが実証されたし、企業は経営上無理だといってきたが、正規化しようと思えば実際には可能であることが実証された。この意味はとても大きいと評価していた。

②他方、民主労総はこの法律が逆効果を生んでいると評価し、否定的な立場であった。逆効果として、第 1 に、正社員となっても、労働条件は非正規のままで改善せず、長期化してしまうこと、第 2 に、2 年に満たないようにするために、超短期の雇用契約が増大してしまったことをあげていた。民主労総は代替法案を準備しており、そこでは「期限付き雇用は、仕事の内容が、臨時的・一時的なものに限る」を原則にするとのことである。

この 2 つから、非正規雇用を正規化する可能性と、非正規そのものを規制する方向性について、非常に重要なポイントを学ぶことができる。韓国における「実験」の成果を日本にどう生かしていくか、意見交換が必要であろう。

（４）非正規への支援・組織化の取り組み

非正規労働者の組織化や個別闘争を支援しているのは産別組合だけでない。産別組合とは別に、「全国不安定労働撤廃連帯」という団体の若い活動家たちから話を聞いた。労働問題だけでなく、住居（再開発・強制立ち退き）の問題についても最先端の現場で活動し、連帯を広げている姿を垣間見ることができた。ただし、その役割や組織については十分に理解できなかった。韓国における社会運動の担い手やそれがめざす方向性については、産別組合の展開の経過や、政党、教会などとの関係についても改めて整理し、全体を見通す必要がある。

関連年表

- ・1970 年 全泰一の抗議自殺
- ・1987 年 民主化運動に続く、全国の労働争議、労働組合結成
⇒90 年 全労協結成
- ・1995 年 全国民主労組総連盟（民主労総）結成
- ・1996 年 12 月 派遣労働法・整理解雇法改正に対するゼネスト
- ・経済危機、構造調整、グローバル化、工場海外移転、整理解雇の実施、非正規雇用の拡大、新自由主義の確立、「実利意識」、組合組織率低下、企業主義、大企業利己主義
⇔ 2006 年 金属労組、産業別組合へ
- ・2007 年 非正規労働者保護法
 - 1) 期間労働者：2 年以上働く場合は、正規職にする
 - 2) 派遣労働者：正規職と同じ仕事をしている派遣労働者は、正規職にする

3 産別組合化の取り組み

金属労組の産別化の取り組みの歴史、成果と課題を聞いた。歴史といっても、この 10 年以内、主には 2006 年以降の新しい動きである。ただし、労働組合運動が直面する課題とめざす目標から、企業別ではなく、産別組合となり、産別交渉の拡大に取り組んできた重みを知ることができた。労働組合が産別化するというのは、誤解を招く表現ではあるが、労働組合が組織形態を変えるという問題ではないという感じをもった。産別化とは、産別としての要求を明確にし、企業側を産別交渉の場につかさせる運動のことである。非正規労働者、未組織労働者も含めた産業全体の労働条件を底上げしようという社会運動そのもののことではないだろうか。その過程では、企業別組織の名残と妥協したり、相手側はもとより、組合側も産別交渉から抜けたり加わったりという紆余曲折が出るのは当然なのであろう。

金属労組が産別化を決めた背景や産別化の現状について、片桐さんの報告を読んでいたき、そのうえで、金属労組の産別化の取り組みのどこをどう評価するのか、我々の中で詰めた意見交換をしなければならない。県内の労働組合が企業の中だけでなく、地域レベルの運動を進める上で、こうした議論が必要だし、意味があるように思われる。

おわりに

調査に先立ち、李泳采先生（恵泉女学園大学）から、韓国労働運動のレクチャーを 2 回受けた。また、朴根好先生（静岡大学）が、焦点となっている最先端の場で中心的な人物に会えるよう、ヒアリング先を調整し、しかも長時間にわたる通訳の任も果たしてくれた。そのおかげで、調査は実り多いものとなり、この報告書をまとめることができた。

一度では聞ききれないことが多々残った。次の機会を企画することになるだろう。交流としては、こちらが聞くばかりでは相手にとって意味がない。日本側として、韓国の取り組みについて意見を伝えたい点もあった。また、韓国側が日本の運動や政策に関する情報を必要としていることも良くわかった。今後の交流のあり方を考える必要がある。